

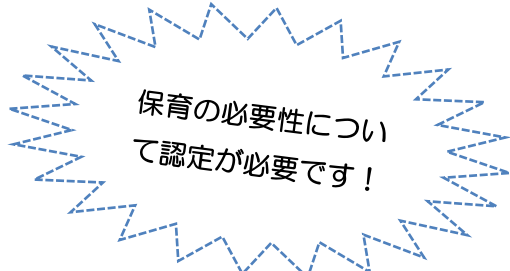
## 幼児教育・保育の無償化に関するお知らせ

3歳から5歳までの幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する子どもについては、月額利用者負担額が無償となります（園が保護者より実費で徴収する費用は対象外です<sup>(注1)</sup>）。0歳から2歳までの子どもについては、市町村民税非課税世帯を対象として、月額利用者負担額が無償となります。

また、一時保育を利用されている方についても、保育の必要性がありながら認可保育施設の利用ができていない場合、無償化の対象となる場合があります（上限の金額があります。裏面の表をご確認ください）。

**一時保育の無償化対象の世帯については、対象児童毎に神戸市において「施設等利用給付認定（2・3号）」を受けていただくことが必要です。**

認定にあたり、以下をご確認のうえ、該当するものをご提出ください。



保育の必要性について  
認定が必要です！

### 【必要書類】

- ① 施設等利用給付認定・変更申請書（2・3号認定用）
- ② 個人番号申告書
- ③ 保育の必要性を証明する書類  
※①の申請書裏面の「保育の必要性を証明する書類一覧」をご参照ください。  
※必要な書類は、神戸市 HP からダウンロードしてください。
- ④ その他必要に応じた書類  
※①～③とは別に状況に応じて書類が必要な場合があります。①の申請書裏面の「必要に応じた書類 状況別一覧」をご参照ください。

注1) 月額利用者負担額以外の施設が保護者から実費で徴収する費用（教材費や給食費（主食費・副食費）等）については、無償化の対象外となります。詳しくは直接利用施設にご確認ください。

### 【提出先・提出期限】

神戸市行政事務センターへ利用開始の前々月末までにご提出ください。

※認定開始希望日を過ぎてのご提出となる場合、提出日以降の認定開始となります。遡って認定することはできませんので十分ご注意ください。

## 【問い合わせ先】

担当所管	所在地	電話
神戸市行政事務センター (無償化担当)	〒650-0032 中央区伊藤町 111 番地 神戸商工中金 ビル 4F	078-291-5952
こども家庭局幼保事業課 (利用支援担当) 神戸市役所 1 号館 8 階	中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号	078-331-8181 (代)

## 対象児童について

年齢クラスによって、 上限金額が異なります	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 3 歳～ 5 歳児 (月額 37,000 円)</li><li>・ 市町村民税が非課税の 0 歳～ 2 歳 (月額 42,000 円)</li></ul> ※上記の金額は、認可外施設等を複数ご利用されている場合、それらの施設利用料を合算した上限となります。
--------------------------	--

## 保育の必要性を認める事由

※ひとり親家庭を除き、父母どちらも該当する必要があります。

事由	状況
就労	保護者が就労している。(1 か月あたり 64 時間以上の就労)
妊娠・出産	母親が妊娠中あるいは出産前後である。 ※認定期間は産前産後各 8 週間が対象 (出産後 8 週が経過する日の翌日が属する月の末日まで)
疾病・障がい	保護者が病気やけがであったり、心身に障害がある。
介護・看護	保護者が親族の介護・看護をしている。(1 か月あたり 64 時間以上の介護・看護)
災害復旧	保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている。
求職活動	保護者が求職活動中である。 ※認定期間は 90 日が経過する日が属する月の末日まで
就学	保護者が就学している。(1 か月あたり 64 時間以上の就学)

無償化について、詳しくは神戸市のホームページをご参照ください。

<https://kobe-kodomo-mushou.jp/>

